

令和8年8月13日

入札参加者各位

たつの市

建設工事等における電子保証（契約保証及び前払金保証）の取扱いについて

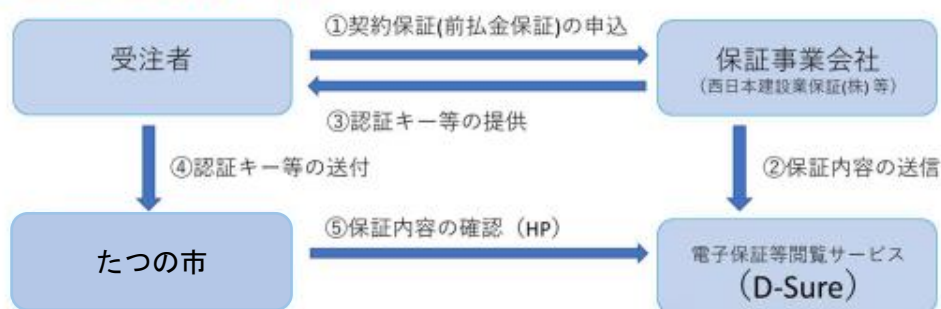
たつの市では、建設工事及び建設コンサルタント業務等における契約保証及び前払金保証に係る保証証書について、電磁的記録により発行された保証証書（電子保証）の取扱いを行ないます。

なお、従前通り、紙の保証証書の提出も可能です。

記

1 電子保証の提出方法

● 保証事業会社の場合



● 損害保険会社の場合



2 対象

令和8年8月13日以降に電子保証を発行する建設工事及び建設コンサルタント業務等

※契約課、上水道課以外の発注機関における電子保証の取り扱いについては、直接、各発注機関へお問い合わせください。

3 その他

電子保証の申込みや操作方法については、保証事業会社又は損害保険会社へお問い合わせください。